

## 第 7 章 誘導施策

本章では、これまでの章で示した考え方や方針、位置づけに基づき、居住誘導及び防災・減災、都市機能誘導（拠点形成）、公共交通ネットワークに関する、具体的な誘導施策を示します。

# 第 7 章 誘導施策

本章では、これまでに示した「居住誘導」「都市機能誘導（拠点形成）」「公共交通ネットワーク」の視点から、今後具体的に取り組むべき誘導施策を示します。

## 7-1. 居住誘導に関する施策展開の考え方（ストーリー）

居住誘導に関する基本的な方針（ターゲット）は、第 2 章で示した「地域特性に応じた良好な居住環境の形成」としています。

居住誘導に関する誘導施策の検討にあたっては、これら基本的な方針（ターゲット）を踏まえ、現状と課題に応じた施策展開の考え方（ストーリー）を示します。

### 1. 人口密度の維持による良質な居住環境の形成

今後、人口減少・少子高齢化社会の進行が予測されていますが、人口集中地区の基準である人口密度 40 人/ha は市域全体の平均値として確保できる見通しであることや、人口集中地区と市街化区域が概ね重なっており、全人口の約 85% が人口集中地区に居住するなど、既にコンパクトな都市構造となっていることから、居住誘導に関する施策展開の考え方としては、将来的に市内の居住機能を集約化していくのではなく、居住誘導区域における人口密度を維持するため、転出抑制・転入促進の視点から誘導施策を展開するものとします。

### 2. 地理的特徴等を踏まえた居住環境の安全性確保

居住環境の安全性確保については、第 5 章において、防災・減災の対策に関する課題と取り組みの方向性の整理を行いました。

災害予測や地理的特徴を踏まえ、ハード・ソフトの両面から必要な防災・減災対策を総合的に実施することで、安全性が確保された居住環境を形成することをめざし、誘導施策を展開していきます。

### 3. 地域の状況を踏まえた持続可能な地域づくり

今後、人口減少・少子高齢化社会の進行が予測されていますが、本市は、市街化区域及び市街化調整区域ともに、他都市と比較して転出抑制・転入促進による人口減少が抑制されています。その一方で、地域によっては、農地の減少や休耕地・空地・空家の増加、地域・集落の活力低下などが懸念されることから、地域資源や既存ストック、交通アクセスの状況など、地域のポテンシャルを活用することで、農地やみどりとの共生を図りながらも、地域が直面している課題への対応の視点から上位関連計画に基づく個別施策等とも連携しながら、誘導施策を展開するものとします。

## 7-2. 居住誘導に関する具体的な誘導施策について

前節の考え方（ストーリー）を踏まえ、本計画に基づき具体的に取り組むべき主な誘導施策については、以下のとおりとします。誘導施策については中長期的に継続して取り組みを進めるものとしませんが、具体的な事業スケジュール等が想定されるものについては、第8章において、その内容を示すものとしします。なお、本計画に記載以外の施策についても、上位関連計画等に基づき実施するものとしします。

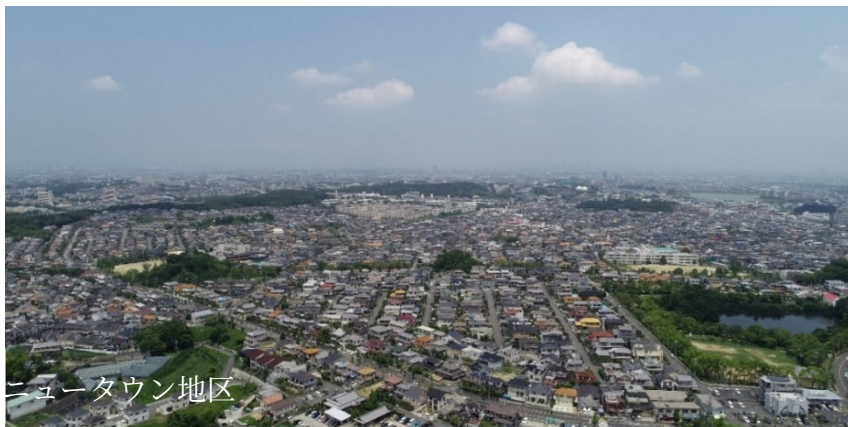
表 7-1 居住誘導の基本方針と誘導施策について

| 誘導施策 \ ターゲット                                                                    | 人口密度の維持<br>による良質な生<br>活環境の形成 | 地理的特徴等を<br>踏まえた居住環<br>境の安全性確保 | 地域の状況を踏<br>まえた持続可能<br>な地域づくり |
|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|-------------------------------|------------------------------|
| ①快適で利便性の高い居住環境の<br>維持・向上                                                        | ○                            | ○                             | ○                            |
| ②届出制度による居住及び都市機<br>能の誘導                                                         | ○                            | ○                             | —                            |
| ③既存ストックの活用<br>・空家等対策や耐震対策等                                                      | ○                            | ○                             | ○                            |
| ④公共施設・都市インフラに関す<br>るまちづくり<br>・大阪狭山市公共施設等総合管理<br>計画に関する取組み<br>・都市計画施設等の整備、更新、見直し | ○                            | ○                             | ○                            |
| ⑤歩いて暮らせるまちづくりの推進                                                                | ○                            | —                             | ○                            |
| ⑥利便性の高い公共交通の維持・向上                                                               | ○                            | —                             | ○                            |
| ⑦防災・減災対策の推進                                                                     | —                            | ○                             | ○                            |
| ⑧その他各種関連制度等の活用                                                                  | ○                            | ○                             | ○                            |

## 誘導施策1 快適で利便性の高い居住環境の維持・向上

### 高質な都市環境の維持・向上

- ゆとりある高質な居住環境という本市の強みを維持・向上させるため、大阪狭山市開発指導要綱等の適正な運用に加え、地区計画を用いた柔軟な土地利用の誘導手法について、本市の方向性と整合して進めます。人口減少・少子高齢化社会の進行に対応した良好な居住環境の維持・向上に向けて、地域の意向や特性に応じた取組みを進めます（都市計画マスタープラン p.49）。



### 公共交通の維持・拡大と利用促進

- 鉄道やバスによるきめ細かな公共交通網の維持・拡大と利用促進により、コンパクトシティ+ネットワークの都市構造を形成していきます（都市計画マスタープラン p.49 及び p.86）。
- 主要駅である金剛駅は他都市との交通結節点でもあることから、周辺住民に加えて、通勤通学にとっても利便性の高い環境の形成をめざします。駅周辺においては、駅東側の富田林市との連携を踏まえながら、民間投資等による中心市街地の拠点形成についても検討します。
- 狭山駅及び大阪狭山市駅、狭山ニュータウン地区の中心部においても、商業機能等の維持をしつつ、歩ける範囲での暮らしを支える機能が集積した近隣中心拠点の形成に取り組めます。



### 地域活力の維持・向上

- 地域活力を維持・向上させるため、産業機能等の維持・向上及び新たな産業機能等に導入にあたっては、地区計画制度等を柔軟かつ適切に活用した土地利用を進めます。農地については、各種都市計画制度や関係法令の適正な運用により、良好な営農環境の維持・保全に取り組みます（都市計画マスタープラン p.54）。
- 近畿大学病院等の移転に伴い生じる大規模な土地利用の変化については、土地所有者や地域の意向、周辺地域への影響等を踏まえてそのあり方を検討します（都市計画マスタープラン p.59）。

### 水とみどりの拠点とウォークアブルネットワークの形成

- 水とみどりのネットワーク構想の推進により、狭山池や公園、緑地、緑道において、空間の活用や各拠点を結ぶ歩行者空間の整備等を進め、市全体の魅力向上をめざします。また、本市の歴史文化遺産とその周辺環境の歩行者空間において、環境整備を推進し、歩いてめぐり、身近に感じられる魅力的な都市空間の形成に取り組みます（都市計画マスタープラン p.50 及び p.55）。



### 農環境の維持・保全と環境調和型の空間形成

- 農業施策との連携、生産緑地制度や開発許可制度等の都市計画制度など、関係法令の適正な運用等により、良好な営農環境の維持・保全に取り組みます。担い手不足や休耕地の連担する地域など、現実的に営農を継続することが困難な地域については、都市計画制度や大阪狭山市市街化調整区域に係る地区計画のガイドライン等を適正に運用し、人口維持に必要な居住環境の形成につながる土地利用の検討や、地域特性や意向、交通アクセス状況等を踏まえ、周辺地域の営農環境を考慮した環境調和型の都市空間の形成に取り組みます（都市計画マスタープラン p.58）。

## 誘導施策2 届出制度による居住及び都市機能の誘導

### 届出制度による緩やかな居住及び都市機能の誘導

- 居住誘導区域内への都市機能集積を推進するため、以下の届出制度等の運用等により緩やかな土地利用の誘導を行います（詳細については、第8章にて記載）。
- 居住誘導区域に関する届出制度として、都市再生特別措置法第88条に基づき、居住誘導区域外において一定規模以上の住宅開発等については、市長への届出が必要となります。
- 都市機能誘導区域に関する届出制度として、都市再生特別措置法第108条に基づき、都市計画誘導区域外において誘導施設の整備を行う場合は、市長への届出が必要となります。また、都市再生特別措置法第108条の2に基づき、都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止または廃止しようとする場合においても、市長への届出が必要となります。

## 誘導施策3 既存ストックの活用

### 空家や公共施設の活用による住みやすい環境の整備

- 空家等の既存ストックの活用による、居住誘導区域内の定住促進に向け、空家等対策計画と整合した空家等の「発生抑制」「適正管理」「利活用の推進」に関する取組み等を推進します（都市計画マスタープラン p.58）。
- 公共施設の耐震改修や民間建築物の耐震化・不燃化の推進、老朽空家の除却の推進、公共空間の利活用の検討等も進め、既存ストックを活用した住みやすい環境の整備に取り組みます（都市計画マスタープラン p.59）。

## 誘導施策4 公共施設・都市インフラに関するまちづくり

### 公共施設の再配置

- 大阪狭山市公共施設等総合管理計画（令和4年（2022年）3月改定）では、令和37年度までに市が保有する公共施設の総延べ床面積を約10%削減することを数値目標として掲げており、大阪狭山市公共施設再配置方針（令和5年（2023年）3月策定）による「公共サービスの必要性や規模の適正化」、「施設と公共サービスの同調性」、「利用状況やコスト状況の把握」、「民間等との連携や広域連携の可能性の検討」、「新たな財源の確保」を基本的な考え方とした公共施設の再配置を検討します。
- 大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針（令和4年（2022年）12月）を踏まえ、より良い教育環境をめざした取り組みを推進します。

## 都市インフラの整備

- 都市計画道路、都市計画公園、下水道等の都市計画施設について、将来の必要性や実現性を考慮し、計画の存続、変更、廃止等の見直しを進めるとともに、既に整備された都市計画施設について、生活の安全性や利便性の維持・向上を図る観点から、老朽化の状況等を踏まえたうえで、必要に応じて都市計画事業としての計画的な改修を検討します（都市計画マスタープラン p.59）。

## 道路環境の改善

- 慢性的な渋滞の解消に向け、国道 310 号や府道河内長野美原線において、バイパス機能を有する都市計画道路大阪河内長野線の整備や府道河内長野美原線の交差点改良等について、大阪府と協力しながら取り組みます（都市計画マスタープラン p.55）。
- 日常的な移動環境として、歩行者が安全・安心・快適に移動できる歩行者空間の整備を進めます。鉄道駅周辺や主要な幹線道路、河川沿いの遊歩道、公園等を相互に結んだウォーカブルネットワークの形成を推進します（都市計画マスタープラン p.55）。



## 誘導施策5 歩いて暮らせるまちづくりの推進

### 歩ける範囲での暮らしを支える

- 鉄道各駅及び狭山ニュータウン地区の中心部においては、商業機能等の維持を維持し、歩ける範囲での暮らしを支える機能が集積したまちづくりを推進します（都市計画マスタープラン p.54）。
- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかをめざし、歩行者や自転車が安全かつ快適に移動することができる環境を形成するために、歩道のバリアフリー化に加え、鉄道駅周辺、幹線道路、通学路などの通過交通が多い道路や狭い道路などを中心に、歩行者空間の確保や交通安全対策等についても進めます（都市計画マスタープラン p.55）。

### ウォーカブルネットワークの形成

- ウォーカブルネットワークとして、狭山池や緑道、天野街道等の水・みどりを安全で快適な歩行者空間で結び、地域全体の価値と市民の満足度向上を図り、魅力あるまちを醸成します（都市計画マスタープラン p.55）。

## 誘導施策6 利便性の高い公共交通の維持・向上

### 市民ニーズに応じた公共交通

- 市民の日常生活圏を踏まえたバス交通や鉄道駅等、コンパクトな公共交通環境の維持・向上に努めます。運営にあたっては、公民連携等によるサービス提供を進めるとともに、モビリティマネジメントの観点より公共交通の利用促進にも取り組みます（都市計画マスタープラン p.49）。
- 近隣市や交通事業者とも連携し、市民のニーズに応じた公共交通のあり方を検討し、広域交通ネットワークの形成とともに利便性が高く、暮らしやすいまちをめざします（詳細については、第6章に記載）（都市計画マスタープラン p.49）。

## 誘導施策7 防災・減災対策の推進

### 災害に強い市街地の形成

- 大規模な災害が発生しても被害を最小限に抑えることができる市街地を形成するため、建築物の耐震化・不燃化、老朽空家等の除却、災害時の避難・救助活動に課題がある道路環境の改善、排水施設の機能改善等を進めます。
- 市内の緊急交通路や避難所につながる道路等に埋設された下水道管の耐震補強を推進します。
- 大規模な風水害に備え、「人命を守ることを最優先」に、これまでの治水施設による「防ぐ」施策が進められるよう、流域治水の観点から大阪府等関係機関と連携します。
- 河川氾濫による災害リスクが高いと想定される区域など、浸水の危険性について防災マップやハザードマップ等を通して市民と共有し、「逃げる」施策や、雨が降っても河川への流出を抑制する雨水貯留・浸透事業の推進、グリーンインフラの維持・保全・活用による雨水貯留機能等の確保など、「凌ぐ」施策を効率的・効果的に組み合わせた浸水対策に取り組みます（詳細については、第5章に記載）（都市計画マスタープラン p.95）。

### 減災対策の推進と早期復旧・復興が可能な体制の構築

- 公園等における防災機能の充実、自主防災組織や消防団との共助の仕組み作りをはじめとする地域防災力の強化や、復旧・復興に向けて必要な土地利用等の制限、災害リスクのある箇所における都市機能・居住機能の立地制限やみどり等の適切な配置、防災マップやハザードマップ等を活用した危険箇所等の周知及び被災時の対策等の検討、大阪府との調整による災害廃棄物等の処理に関する検討などを進めることで、災害時における都市の被害を最小に抑えるとともに、早期復旧・復興が可能な体制を構築します（都市計画マスタープラン p.95）。

## 誘導施策8 その他各種関連制度等の活用

### 都市再生整備計画関連事業制度を活用した誘導施策の推進

- 都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画関連事業制度（都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）、都市構造再編集集中支援事業、まちなかウォークアブル推進事業）を活用し、誘導施設の整備等による居住環境の向上を検討します。
- 居住誘導区域及び都市機能誘導区域においては、都市再生整備計画を作成し、都市構造再編集集中支援事業を活用した公共施設の再編や公民連携による多機能複合施設の整備に向けた取組みを検討します。また、公園や緑地、緑道等の屋外空間においても、歩行者空間の再編（バリアフリー化、修景整備、サイン整備等）ウォークアブルなまちづくり、エリアマネジメントの検討、その他にぎわいに関する公民連携による取組み等を検討し、エリアの一体的な空間価値の維持向上に取り組めます。

### 地域の特性や課題等に応じた関連制度の適正な運用

- 居住誘導区域の内、地域住民の日常生活に必要な店舗や病院等の施設の立地誘導が必要な地域の状況や市民ニーズに応じて、「居住環境向上用途誘導地区」による容積率や用途規制の緩和等、関連する法令の適正な運用を検討します。



「国土交通省：立地適正化計画作成の手引き（令和5年（2023年）11月）」から一部引用

- 地域の特性や課題、地域の移行、交通アクセスの状況、土地のポテンシャル、適切な基盤施設の整備や公園・緑地等の配置等を十分踏まえたうえで、周辺の営農環境や居住環境等に配慮した計画的な土地利用を図るため、地区計画制度等を柔軟かつ適正に運用します。

### 7-3. 都市機能誘導（拠点形成）及び公共交通ネットワークに関する施策展開の考え方（ストーリー）

都市機能誘導（拠点形成）に関する基本的な方針（ターゲット）については、第2章で示したとおり、「エリア特性を活かした魅力ある都市拠点の形成」とし、エリアごとの方針を位置づけたうえで、第4章においては、各都市機能誘導区域の方向性として、「都市機能誘導区域」「誘導施設」「その他の位置づけ」等を示しています。さらに、公共交通ネットワークに関する基本的な方針（ターゲット）については、第2章において「生活圏を踏まえた広域公共交通インフラの維持・向上（公共交通の利便性向上・利用促進と広域公共交通ネットワークの形成／交通結節点の空間価値・機能の維持向上）」としています。

都市機能誘導（拠点形成）及び公共交通ネットワークに関する誘導施策の検討にあたっては、これら基本的な方針（ターゲット）を踏まえた、現状と課題に応じた施策展開に関する内容（ストーリー）に応じて、市全体及び各エリアに応じた取組みの展開を検討するものとします。

表 7-2 都市機能誘導（拠点形成）及び公共交通ネットワークの方針

| 【都市機能誘導（拠点形成）】 「エリア特性を活かした魅力ある都市拠点の形成」 |                                | ①金剛駅周辺                | ②大阪狭山市駅周辺                                         | ③狭山駅周辺         | ④今熊地区周辺                                             | ⑤狭山ニュータウン地区北部周辺                                   | ⑥狭山ニュータウン地区南部周辺           |
|----------------------------------------|--------------------------------|-----------------------|---------------------------------------------------|----------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------|
| 中心拠点                                   | 都市のにぎわいと魅力がふれる場の創出による拠点形成      | ○                     |                                                   |                |                                                     |                                                   |                           |
| 地域生活拠点                                 | 生活利便性の維持・向上による拠点形成             |                       | ○                                                 | ○              |                                                     | ○                                                 |                           |
|                                        | 公共施設の集積と再配置による「住民の居場所」の拠点形成    |                       | ○                                                 |                | ○                                                   | ○                                                 |                           |
|                                        | 生涯学習・教育・子育て環境の維持向上による「学び」の拠点形成 |                       | ○                                                 |                | ○                                                   | ○                                                 |                           |
|                                        | 狭山ニュータウン地区の再生・活性化に寄与する拠点形成     |                       |                                                   |                |                                                     | ○                                                 | ○                         |
|                                        | 近畿大学病院等跡地における望ましい土地利用による拠点形成   |                       |                                                   |                |                                                     |                                                   | ○                         |
| 誘導機能（案）                                |                                | 子育て機能<br>商業機能<br>金融機能 | 行政機能<br>社会福祉機能<br>子育て機能<br>商業機能<br>金融機能<br>教育文化機能 | 金融機能<br>教育文化機能 | 社会福祉機能<br>子育て機能<br>商業機能<br>医療保健機能<br>金融機能<br>教育文化機能 | 行政機能<br>社会福祉機能<br>子育て機能<br>商業機能<br>金融機能<br>教育文化機能 | 子育て機能<br>医療保健機能<br>教育文化機能 |

（次ページへつづく）

(つづき)

|          | 都市機能誘導（拠点形成）の方針 |          |       | ①金剛駅周辺       | ②大阪狭山市駅周辺                        | ③狭山駅周辺    | ④今熊地区周辺          | ⑤狭山ニュータウン地区北部周辺 | ⑥狭山ニュータウン地区南部周辺                            |
|----------|-----------------|----------|-------|--------------|----------------------------------|-----------|------------------|-----------------|--------------------------------------------|
| その他の位置づけ | 交通結節点           |          |       | 金剛駅周辺        | 大阪狭山市駅～市役所周辺                     | 狭山駅周辺     | 公共施設周辺           | コミュニティセンター周辺    | 東大池公園誘導施設（病院）周辺                            |
|          | 屋外拠点            |          |       | 金剛駅（駅前広場）周辺等 | 大阪狭山市駅（駅前広場）狭山池公園、さやか公園、公共施設内空地等 | 狭山駅（駅前広場） | 公共施設再配置に併せた屋外空間等 | 公共施設内空地、地域内の公園等 | 東大池公園、大野西山緑道、天野街道、大野台第4公園、近畿大学病院等跡地（緑地部分）等 |
|          | にぎわい            | ターゲット    | 来街者   | ○            | ○                                | —         | —                | ○（幹線道路沿道）       | ○                                          |
|          |                 |          | 市民全体  |              |                                  | —         | ○（公共施設周辺）        | —               |                                            |
|          |                 |          | 周辺住民  |              |                                  | ○         | —                | ○               |                                            |
|          |                 | 方向性のイメージ | 消費型   | ○            | ○                                | ○         | ○                | ○               | ○                                          |
|          |                 |          | 地域活動型 | ○            | ○                                | —         | ○                | —               | ○                                          |

#### 【公共交通ネットワーク】

##### 「生活圏を踏まえた広域公共交通インフラの維持・向上」

- ・公共交通の利便性向上・利用促進と広域公共交通ネットワークの形成
- ・交通結節点の空間価値・機能の維持向上

## 7-4. 都市機能誘導（拠点形成）及び公共交通ネットワークに関する具体的な誘導施策について

都市機能誘導（拠点形成）及び公共交通ネットワークに関する誘導施策については、「(1) 市全体としてまたは各エリア共通で実施すべき誘導施策」と、「(2) 各エリアの特性と課題に応じて実施すべき誘導施策」を位置づけるものとします。

### (1) 市全体または各エリア共通で実施すべき誘導施策

市全体または各エリア共通で実施すべき誘導施策は以下のとおりです。誘導施策については中長期的に継続して取組みを進めるものとしませんが、具体的な事業スケジュール等が想定されるものについては、第8章において、その内容を示すものとします。なお、本計画に記載以外の施策についても、上位関連計画等に基づき実施するものとします。

表 7-3 都市機能誘導(拠点形成)及び公共交通ネットワークの基本方針と誘導施策について

| ターゲット                 |                                | エリア特性を活かした魅力<br>ある都市拠点の形成 | 生活圏を踏まえた広域公共交通<br>インフラの維持・向上 |
|-----------------------|--------------------------------|---------------------------|------------------------------|
| 誘導施策                  |                                |                           |                              |
| ①快適で利便性の高い居住環境の維持・向上  |                                | ○                         | ○                            |
| ②届出制度による居住及び都市機能の誘導   |                                | ○                         | —                            |
| ③既存ストックの活用            |                                | ○                         | —                            |
| ④公共施設・都市インフラに関するまちづくり |                                | ○                         | ○                            |
| ⑤歩いて暮らせるまちづくりの推進      |                                | ○                         | ○                            |
| ⑥利便性の高い公共交通の維持・向上     |                                | —                         | ○                            |
| ⑦防災・減災対策の推進           |                                | ○                         | —                            |
| ⑧その他各種関連制度の活用         |                                | ○                         | ○                            |
| ⑨交通結節点の空間価値・機能の維持向上   | 既存の公共交通ネットワークの存続と運営体制の効率化      | —                         | ○                            |
|                       | 広域公共交通ネットワーク形成に向けた東西方向への着手     | —                         | ○                            |
|                       | 他市の拠点を含む都市拠点(交通結節点)との連携        | ○                         | ○                            |
|                       | 新たな交通モードや情報通信技術等を踏まえた公共交通環境の構築 | —                         | ○                            |

※①～⑧の施策概要については、7-1 と同様。

### **既存の公共交通ネットワークの存続と運営体制の効率化**

- 路線バス及び市循環バスは、都市計画マスタープラン改定に関する市民意識調査（令和2年（2020年）実施）では、市の評価している部分について「公共交通の利便性が良い」との意見が多い一方で、身近な地域課題として「公共交通の利便性が悪い」との意見もあげられています。将来にわたり生活に密着した公共交通を維持するために、公共交通事業者や市民と連携した利用促進に取り組むとともに、運営体制の効率化を図ることで、交通結節点においてより利便性の高い公共交通ネットワークを形成します。

### **広域公共交通ネットワーク形成に向けた東西方向への着手**

- 本市では、市民の日常生活圏を踏まえた市循環バスの路線見直しを行いました（令和5年(2023年)2月実施）。堺市の北野田駅や美原区（黒山警察署周辺）に乗り入れるバスルートの改正を行い、南北方向の公共交通ネットワークの強化に着手しています。
- 堺市の泉北ニュータウンや泉ヶ丘駅については、狭山ニュータウンから泉北ニュータウンへ向かう人が多く、交通アクセスの需要が高い地域となっていることから、東西方向の公共交通ネットワークについても着手します（詳細については第6章に記載）。

### **他市の拠点を含む都市拠点（交通結節点）との連携**

- 都市計画マスタープランでは、住民の生活実態や日常生活圏を踏まえて、交通事業者や近隣市町村等と連携し、市域を超えた公共交通ネットワークの再編が示されているとともに、大阪府のまちづくりグランドデザインでは、大阪高野都市軸（泉州・南河内地域の核となるエリア）の強化が示されています。既存の公共交通ネットワークに加えて、市域を超えた東西方向へのアクセスについて、関係機関等と連携を図りながら、広域公共ネットワークの形成に取り組みます。

### **新たな交通モードや情報通信技術等を踏まえた公共交通環境の構築**

- 利便性の高い公共交通の実現に向けて、交通結節点周辺においては、鉄道やバス、タクシーなどさまざまな公共交通モードの乗り換えや、徒歩、自転車、自家用車など移動手段切り替えにおいて、快適かつ円滑な移動環境の形成をめざします。IoT等の技術を活用した各種交通サービス間連携等についても検討します（都市計画マスタープランp.86）。

## (2) 各エリアの特性と課題に応じて実施すべき誘導施策

各エリアにおいて実施すべき誘導施策は次のとおりです。なお、一体のエリアとして関連性のある取組みについては、都市機能誘導区域の範囲外のものについても記載しています。

また、各取組みの具体的な内容や事業スケジュールについては、社会潮流や地域の実情、市民ニーズの変化、関連計画や各種事業の進捗状況、関係団体等との協議状況に応じて検討するものとし、記載されている取組み以外についても必要に応じて検討し実施するものとします。

### ① 金剛駅周辺エリア

本市の中心市街地エリアかつ大阪南部における広域公共交通の核として本計画や関連計画に基づく取組みをはじめ、中心拠点に必要な機能の確保等、エリアの一体的な空間価値の維持向上に向けた駅周辺のまちづくりを進めます。

金剛駅については、現状通勤通学駅となっていることから、交通結節点としての利便性の維持向上に加え、エリアの周辺施設や空家、空き室、空きビル等の既存ストック、駅前広場や道路、公園、緑道、施設内敷地の空地など、公共空間や屋外空間等の有効活用や整備を想定した都市再生を図り、本エリアが“目的地”となるようなウォーカブルなまちづくり等、にぎわいづくりとも連動した事業展開等について、公共交通事業者や大阪府、堺市、富田林市等の関連団体とも連携協議しながら検討を行います。

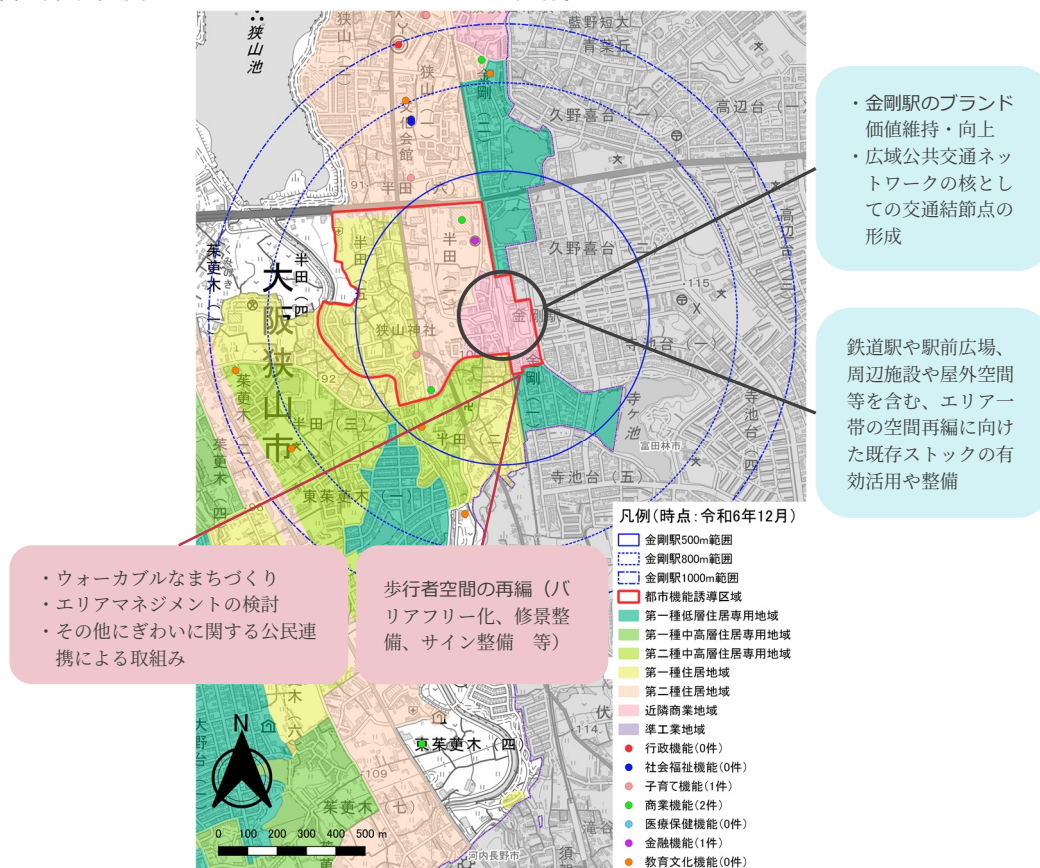


図 7-1 金剛駅周辺エリアの拠点形成に係る主な取組み

◆金剛駅周辺エリアの拠点形成に係る主な取組み◆

表 7-4 金剛駅周辺エリアの拠点形成に係る具体的な取組一覧

| 拠点形成の<br>関連項目       | 取組みの概要                                               | 事業スケジュール     |                |
|---------------------|------------------------------------------------------|--------------|----------------|
|                     |                                                      | 短期<br>10年を目途 | 長期<br>10年以降を目途 |
| 都市機能誘導<br>(誘導施設)    | ・関連計画、関連事業の内容・状況を踏まえ、必要に応じて検討                        | ※            | ※              |
| 公共交通ネットワーク等         | ・金剛駅のブランド価値維持・向上                                     | ○            | ○              |
|                     | ・広域公共交通ネットワークの核としての交通結節点の形成                          | ○            | ○              |
|                     | ・鉄道駅や駅前広場、周辺施設や屋外空間等を含む、エリア一帯の空間再編に向けた既存ストックの有効活用や整備 | ○            | ○              |
| 公共施設<br>(施設)        | ・関連計画、関連事業の内容・状況を踏まえ、必要に応じて検討                        | ※            | ※              |
| 公共施設<br>(学校園)       | —                                                    | —            | —              |
| 公共施設<br>(基盤施設)      | ・歩行者空間の再編（バリアフリー化、修景整備、サイン整備 等）                      | ○            | ○              |
| にぎわい<br>(消費活動・地域活動) | ・ウォーカブルなまちづくり                                        | ○            | ○              |
|                     | ・エリアマネジメントの検討                                        | ○            | ○              |
|                     | ・その他にぎわいに関する公民連携による取組み                               | ○            | ○              |

※関連計画、関連事業の内容・状況を踏まえ、必要に応じて検討

## ② 大阪狭山市駅周辺エリア

本市の近隣中心エリア、公共・文化交流エリア、沿道サービスエリアを含むエリアとして、第4章で位置づけた誘導施設をはじめ、日常生活に必要な機能の確保等、エリアの一体的な空間価値の維持向上に関するまちづくりを進めます。

特に、大阪狭山市駅を含み、公共機能が集積している本エリアにおいては大阪狭山市公共施設等再配置計画に基づく第一期計画（市役所南館）に関する取組みとして、社会福祉に係る相談拠点となる複合型の施設の整備に向けた事業化を推進するとともに、第二期計画以降の中長期的な視点による、更新や改修、他施設との複合化等を見据えた検討（市役所、文化会館等）に着手し、これら施設の再配置とも連携した、交通結節点としての利便性の維持向上やウォーカブルなまちづくり等、にぎわいづくりとも連動した事業展開の検討を行います。

また、市全体で人口減少・少子高齢化社会の進行や核家族化が進み、コミュニティや地域活動への希薄化が懸念されている中で、本エリアにはさまざまな公共施設や文化教育施設をはじめ、狭山池公園やさやか公園など、まとまったオープンスペースが近くにあること、本エリアにおける小中学校（狭山中学校・東小学校）の児童・生徒数及び学級数の増加による大規模校化がしばらくは、進む見通しであることも踏まえ、公共施設の再配置、学校園の適正規模・適正配置（狭山中学校の建替え、東幼稚園の機能転換（統合））に係る取組みとも連携し、子育てがしやすく、子どもの健全な育成に寄与するまちづくりを進めます。

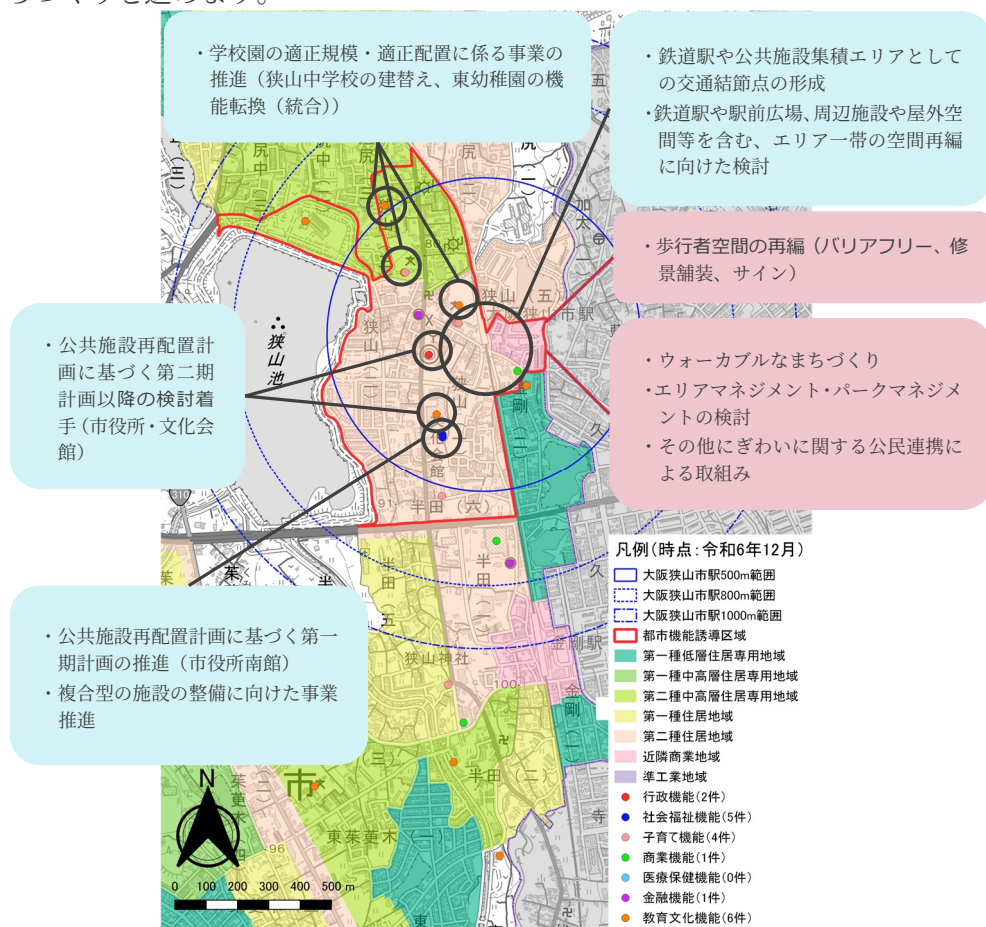


図 7-2 大阪狭山市駅周辺エリアの拠点形成に係る主な取組み

◆大阪狭山市駅周辺エリアの拠点形成に係る主な取組み◆

表 7-5 大阪狭山市駅周辺エリアの拠点形成に係る具体的な取組一覧

| 拠点形成の<br>関連項目       | 取組みの概要                                          | 事業スケジュール     |                 |
|---------------------|-------------------------------------------------|--------------|-----------------|
|                     |                                                 | 短期<br>10年を目途 | 中長期<br>10年以降を目途 |
| 都市機能誘導<br>(誘導施設)    | ・複合型の施設の整備に向けた事業推進                              | ○            | —               |
| 公共交通ネットワーク等         | ・鉄道駅や公共施設集積エリアとしての交通結節点の形成                      | ○            | ○               |
|                     | ・鉄道駅や駅前広場、周辺施設や屋外空間等を含む、エリア一帯の空間再編に向けた検討        | ○            | ○               |
| 公共施設<br>(施設)        | ・公共施設再配置計画に基づく第一期計画の推進（市役所南館）                   | ○            | —               |
|                     | ・公共施設再配置計画に基づく第二期計画以降の検討着手（市役所・文化会館）            | ○            | ○               |
| 公共施設<br>(学校園)       | ・学校園の適正規模・適正配置に係る事業の推進（狭山中学校の建替え、東幼稚園の機能転換（統合）） | ○            | ○               |
| 公共施設<br>(基盤施設)      | ・歩行者空間の再編（バリアフリー、修景舗装、サイン）                      | ○            | ○               |
| にぎわい<br>(消費活動・地域活動) | ・ウォーカブルなまちづくり                                   | ○            | ○               |
|                     | ・エリアマネジメント・パークマネジメントの検討                         | ○            | ○               |
|                     | ・その他にぎわいに関する公民連携による取組み                          | ○            | ○               |

表 7-6 複合型の施設の誘導機能及び位置づけ

| 複合型の施設整備（市役所南館） |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 誘導すべき機能         | 誘導施設としての位置づけ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 社会福祉機能          | <p>地域包括支援センター機能を有する施設</p> <p>▶介護保険法第 115 条の 46 に基づく施設</p> <p>※機能の一部は狭山ニュータウン地区北部周辺地区におけるコミュニティセンターと連携</p> <p>社会福祉相談機能または活動支援機能を有する施設</p> <p>▶大阪狭山市成年後見制度利用促進事業実施要綱第 4 条に基づく施設（権利擁護支援センター）</p> <p>▶社会福祉法第 14 条に基づく施設（生活サポートセンター）</p> <p>▶生活困窮者自立支援法第 4 条に基づく施設（生活サポートセンター）</p> <p>▶大阪狭山市男女共同参画推進条例第 20 条に基づく施設（男女共同参画推進センター）</p> <p>▶障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条に基づく施設（基幹相談支援センター）</p> <p>※機能の一部は今熊地区における複合型の施設と連携</p> |

※大阪狭山市公共施設再配置計画（令和 6 年 9 月策定予定）及び大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する実施方針（令和 6 年 9 月策定予定）等に基づく取組みの検討状況により、内容が変更となる可能性があります。

### ③ 狭山駅周辺エリア

本市の近隣中心エリアとして、本計画や関連計画に基づく取組みをはじめ、日常生活に必要な機能の確保等、エリアの一体的な空間価値の維持向上に関するまちづくりを進めます。

特に、狭山駅を含む本エリアにおいては、交通結節点としての利便性の維持向上やウォーカブルなまちづくり等、にぎわいづくりとも連動した事業展開等の検討を行います。

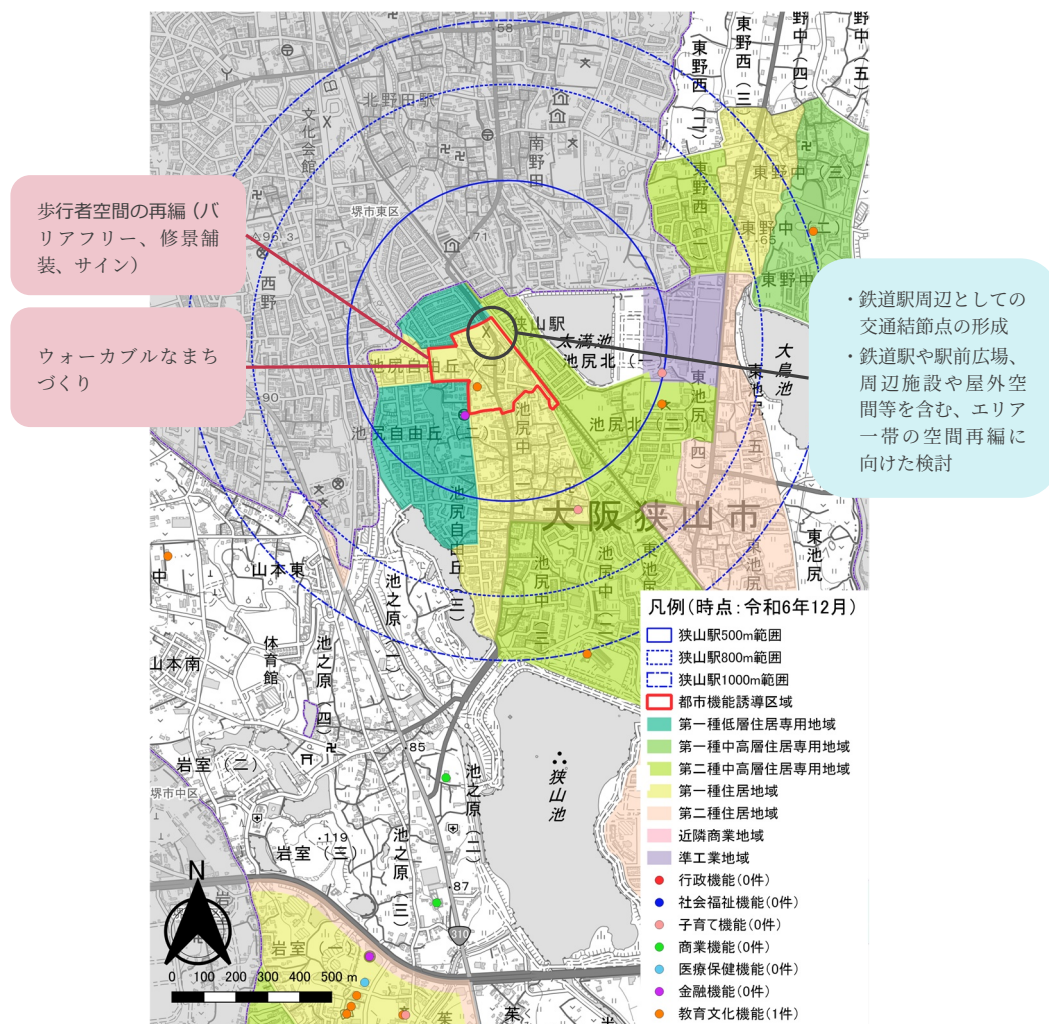


図 7-3 狭山駅周辺エリアの拠点形成に係る主な取組み

◆狭山駅周辺エリアの拠点形成に係る主な取組み◆

表 7-7 狭山駅周辺エリアの拠点形成に係る具体的な取組一覧

| 拠点形成の<br>関連項目 | 取組みの概要                                   | 事業スケジュール     |                 |
|---------------|------------------------------------------|--------------|-----------------|
|               |                                          | 短期<br>10年を目途 | 中長期<br>10年以降を目途 |
| 都市機能誘導（誘導施設）  | ・関連事業や関連団体との協議状況に応じて検討                   | ※            | ※               |
| 公共交通ネットワーク等   | ・鉄道駅周辺としての交通結節点の形成                       | ○            | ○               |
|               | ・鉄道駅や駅前広場、周辺施設や屋外空間等を含む、エリア一帯の空間再編に向けた検討 | ○            | ○               |
| 公共施設（施設）      | ・関連計画、関連事業の内容・状況を踏まえ、必要に応じて検討            | ※            | ※               |
| 公共施設（学校園）     | ・関連計画、関連事業の内容・状況を踏まえ、必要に応じて検討            | ※            | ※               |
| 公共施設（基盤施設）    | ・歩行者空間の再編（バリアフリー、修景舗装、サイン）               | ○            | ○               |
| にぎわい（消費活動）    | ・ウォークアブルなまちづくり                           | ○            | ○               |

※関連計画、関連事業の内容・状況を踏まえ、必要に応じて検討

#### ④ 今熊地区周辺エリア

本市の公共・文化交流エリア、沿道サービスエリアを含むエリアとして、第4章で位置づけた誘導施設をはじめ、必要な機能の確保等、エリアの一体的な空間価値の維持向上に関するまちづくりを進めます。

特に、本エリアには図書館、公民館、老人福祉センター、保健センターなどをはじめとする公共機能が集積しており、市民サービスを広く提供しているエリアですが、人口構成の変化等による市民ニーズの変化や施設の老朽化に対応するため、大阪狭山市公共施設再配置計画に基づく施設の再配置及び建替えにあわせ、公民連携手法や、市全体における公共機能の複合化の検討を行い、「住民の居場所」「学び」の拠点となる多機能複合型の施設整備を行います。

これら施設整備及び機能導入にあたっては、当該施設の敷地内空地や周辺の緑道や公園、道路などの歩行者空間をはじめとする屋外空間等の活用やにぎわい空間の創出、これらの取組みに併せたタクシーやバスの乗り換え場等、交通結節点としての交通広場の整備など、利便性の維持向上、ウォーカブルなまちづくり等、にぎわいづくりとも連動した事業展開を図ります。

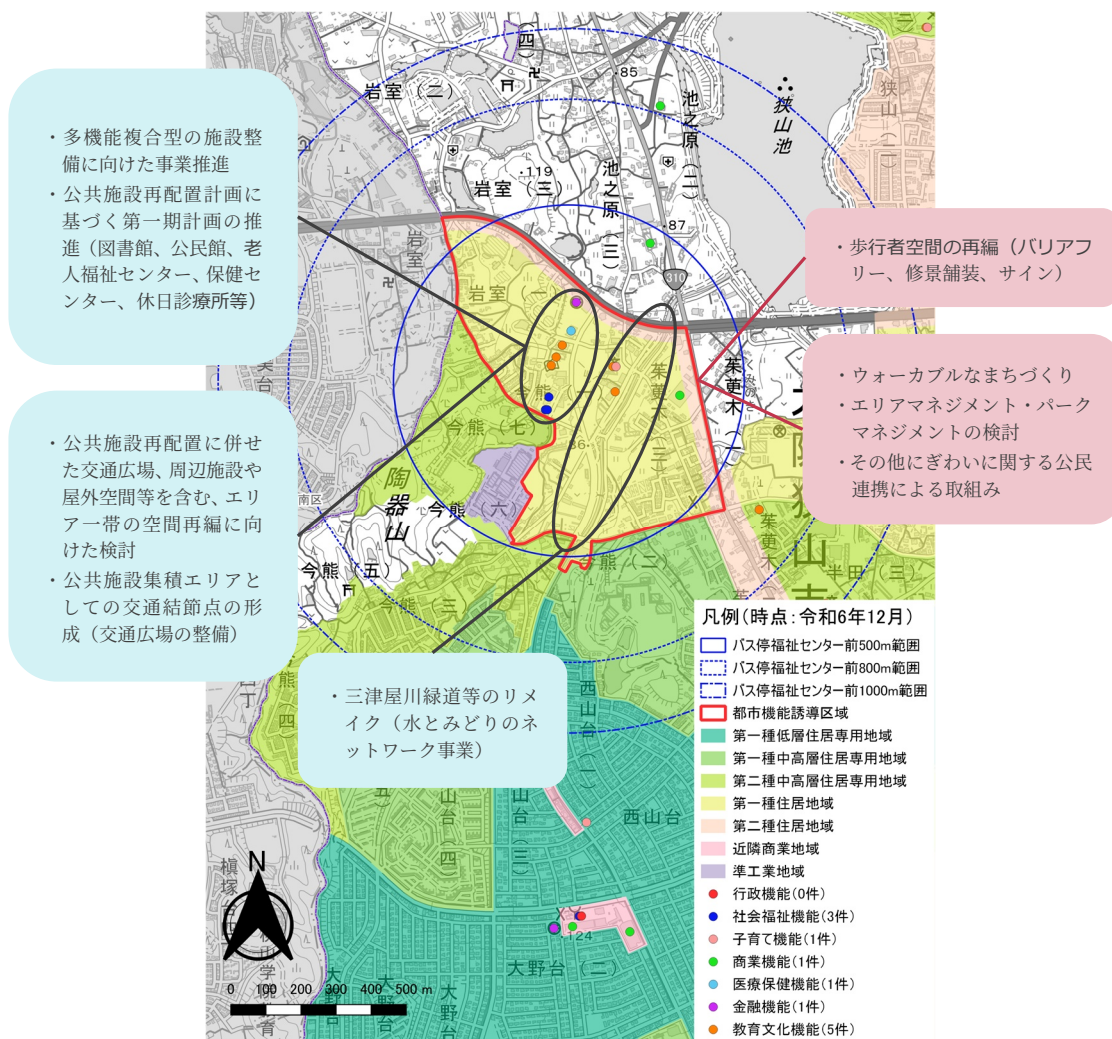


図 7-4 今熊地区周辺エリアの拠点形成に係る主な取組み

◆今熊地区周辺エリアの拠点形成に係る主な取組み◆

表 7-8 今熊地区周辺エリアの拠点形成に係る具体的な取組一覧

| 拠点形成の<br>関連項目       | 取組みの概要                                                 | 事業スケジュール     |                 |
|---------------------|--------------------------------------------------------|--------------|-----------------|
|                     |                                                        | 短期<br>10年を目途 | 中長期<br>10年以降を目途 |
| 都市機能誘導<br>(誘導施設)    | ・多機能複合型の施設整備に向けた事業推進                                   | ○            | —               |
| 公共交通ネットワーク等         | ・公共施設再編に併せた交通広場、周辺施設や屋外空間等を含む、エリア一帯の空間再編に向けた検討         | ○            | —               |
|                     | ・公共施設集積エリアとしての交通結節点の形成                                 | ○            | —               |
| 公共施設<br>(施設)        | ・公共施設再配置計画に基づく第一期計画の推進(図書館、公民館、老人福祉センター、保健センター、休日診療所等) | ○            | —               |
| 公共施設<br>(学校園)       | ・関連計画、関連事業の内容・状況を踏まえ、必要に応じて検討                          | ※            | ※               |
| 公共施設<br>(基盤施設)      | ・歩行者空間の再編(バリアフリー、修景舗装、サイン)                             | ○            | ○               |
|                     | ・三津屋川緑道等のリメイク(水とみどりのネットワーク事業)                          | ○            | —               |
| にぎわい<br>(消費活動・地域活動) | ・ウォークアブルなまちづくり                                         | ○            | ○               |
|                     | ・エリアマネジメント・パークマネジメントの検討                                | ○            | ○               |
|                     | ・その他にぎわいに関する公民連携による取組み                                 | ○            | ○               |

※関連計画、関連事業の内容・状況を踏まえ、必要に応じて検討

表 7-9 多機能複合型の施設の誘導機能及び位置づけ

| 多機能複合型の施設 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 誘導すべき機能   | 誘導施設としての位置づけ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 社会福祉機能    | <p>老人福祉センター機能を有する施設</p> <p>▶老人福祉法第 15 条第 5 号に基づく施設</p> <p>※機能の一部は大阪狭山市駅周辺地区における複合型の施設と連携</p> <p>社会福祉相談機能または活動支援機能を有する施設</p> <p>▶大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センターの設置及び管理に関する条例第 1 条に基づく施設（母子・父子及び心身障害者福祉センター）</p> <p>▶障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条に基づく施設（障がい者地域活動支援センター）</p> <p>※機能の一部は大阪狭山市駅周辺地区における複合型の施設（市役所南館）と連携</p> |
| 子育て機能     | <p>地域子育て支援拠点機能を有する施設</p> <p>▶児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に基づく施設（地域子育て支援拠点事業）</p> <p>▶児童福祉法第 10 条の 3 第 1 項に基づく施設（地域子育て相談機関）</p>                                                                                                                                                                                                        |
| 医療機能      | <p>休日診療機能を有する施設</p> <p>▶第 8 次大阪府医療計画に基づく初期救急医療機能を有する休日診療所</p> <p>保健センター機能を有する施設</p> <p>▶地域保健法第 18 条第 2 項に基づく施設</p>                                                                                                                                                                                                           |
| 教育文化機能    | <p>図書館機能を有する施設を有する施設</p> <p>▶図書館法第 2 条に規定する図書館</p> <p>公民館機能</p> <p>▶社会教育法第 21 条第 1 項に基づく施設</p> <p>社会教育センター機能</p> <p>▶大阪狭山市社会教育センター条例第 1 条に基づく施設</p> <p>市民活動支援センター機能を有する施設</p> <p>▶大阪狭山市市民公益活動促進条例第 8 条により整備された活用場所</p>                                                                                                       |

※大阪狭山市公共施設再配置基本構想（令和 7 年 3 月策定予定）等の取組み状況を踏まえ、内容が変更となる可能性があります。

## ⑤ 狭山ニュータウン地区北部周辺エリア

本市の近隣中心エリア、公共・文化交流エリア、沿道サービスエリアを含むエリアとして、第４章で位置づけた誘導施設をはじめ、日常生活に要な機能の確保等、エリアの一体的な空間価値の維持向上に関するまちづくりを進めます。

これまで本市の発展を牽引してきた狭山ニュータウン地区は「閑静な住環境」の評価が高い一方で、市全体の中でも少子高齢化が進んでいることから、公共機能や商業機能が集積するエリアでは、近畿大学病院等跡地活用や、府営住宅跡地活用等の動向を注視しつつ、大阪狭山市公共施設再配置計画に基づく取組みの検討を進めるとともに、沿道サービスエリアに周辺においては、住民の意向応じて日常生活に必要な機能の誘導手法（居住環境向上用途誘導地区等）を検討するなど、持続可能な都市構造の形成に向け、取組みを推進します。また、南第三小学校の児童数及び学級数減少により、小規模校化が進む見通しであること、少子化、保育ニーズの高まりなどにより市立幼稚園の園児数が減少傾向にあり、定員を大きく下回る状況が続いていること、市立こども園の運営体制に課題があることなどを踏まえ、市全体の子育て教育環境の向上及び狭山ニュータウン地区における少子化対策の観点から、学校園の適正規模・適正配置に係る取組み（南第三小学校における小規模特認校制度の導入、市立幼稚園及びこども園の統合移転にあわせた地域子育て支援拠点（ぽっぽえん）との複合施設としての、新設整備など）とも連携し、子育てがしやすく、子どもの健全な育成に寄与するまちづくりを進めます。

これら取組みと連携した都市拠点の形成に向けては、周辺施設や公園をはじめとする屋外空間等の活用や、にぎわい空間の創出、これらの取組みに併せたタクシーやバスの乗り換え場等、交通結節点としての利便性の維持向上、ウォーカブルなまちづくり等、にぎわいづくりとも連動した事業展開を図ります。

さらに、大阪府では大阪府営住宅ストック総合活用計画に基づき、府営住宅の集約化事業が検討されており、集約により生み出される活用地においては狭山ニュータウン地区再生推進計画等に関連する取組みへの推進が必要であることから、これら取組みの進捗状況を踏まえ、まちづくりを進めます。

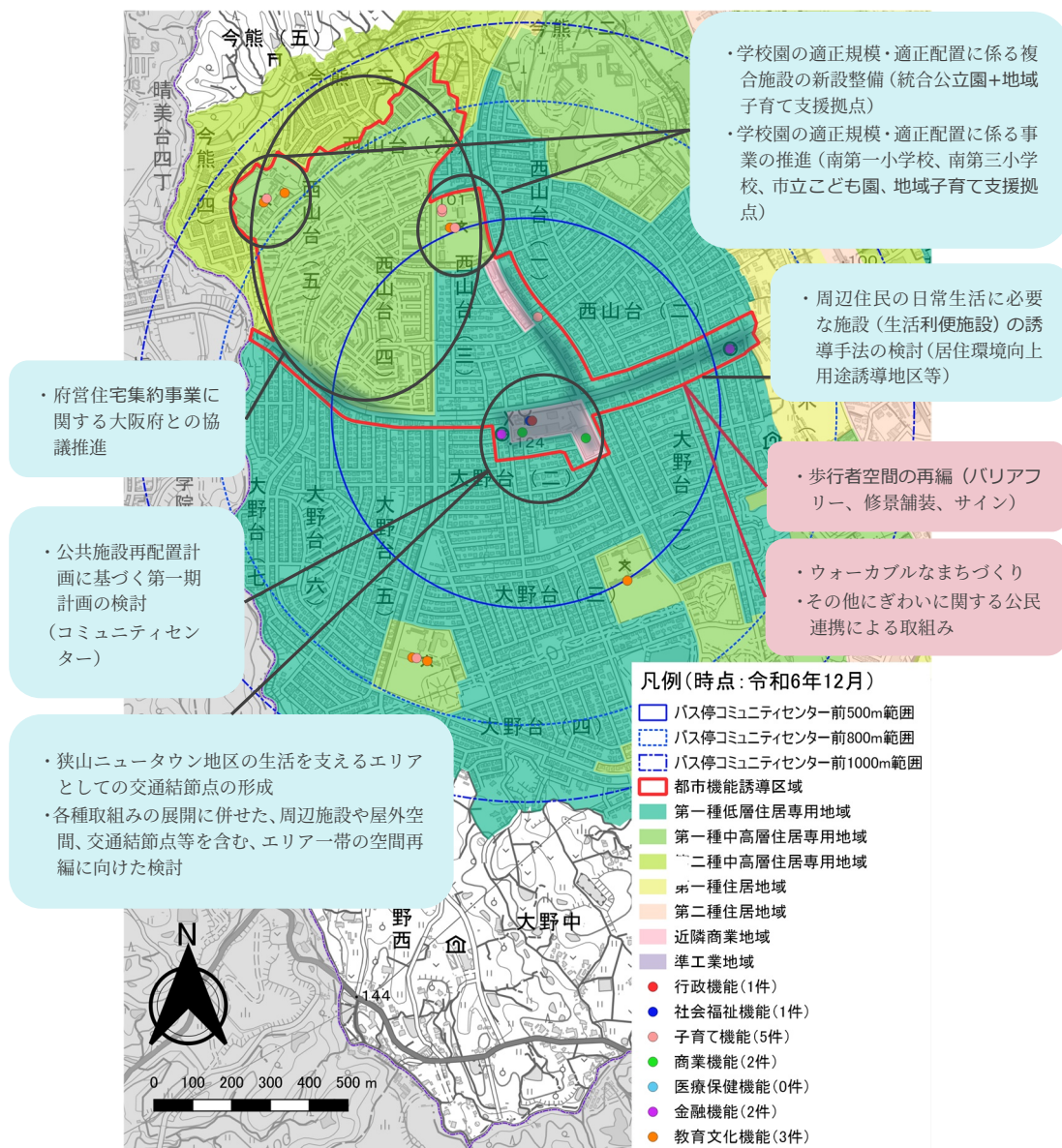


図 7-5 狭山ニュータウン地区北部周辺エリアの拠点形成に係る主な取組み

◆狭山ニュータウン地区北部周辺エリアの拠点形成に係る主な取組み◆

表 7-10 狭山ニュータウン地区北部周辺エリアの拠点形成に係る具体的な取組一覧

| 拠点形成の関連項目           | 取組みの概要                                                 | 事業スケジュール     |                 |
|---------------------|--------------------------------------------------------|--------------|-----------------|
|                     |                                                        | 短期<br>10年を目途 | 中長期<br>10年以降を目途 |
| 都市機能誘導<br>(誘導施設)    | ・公共施設再配置計画に基づく第一期計画の検討（コミュニティセンター）                     | ○            | ○               |
|                     | ・学校園の適正規模・適正配置に係る複合施設の新設整備（統合公立園+地域子育て支援拠点）            | ○            | —               |
|                     | ・周辺住民の日常生活に必要な施設（生活利便施設）の誘導手法の検討（居住環境向上用途誘導地区等）        | ○            | ○               |
|                     | ・府営住宅集約事業に関する大阪府との協議                                   | ※            | ※               |
| 公共交通ネットワーク等         | ・狭山ニュータウン地区の生活を支えるエリアとしての交通結節点の形成                      | ○            | ○               |
|                     | ・各種取組みの展開に併せた、周辺施設や屋外空間、交通結節点等を含む、エリア一帯の空間再編に向けた検討     | ○            | ○               |
| 公共施設<br>(施設)        | ・公共施設再配置計画に基づく第一期計画の検討（コミュニティセンター）                     | ○            | ○               |
| 公共施設<br>(学校園)       | ・学校園の適正規模・適正配置に係る事業の推進（南第一小学校、南第三小学校、市立こども園、地域子育て支援拠点） | ○            | ○               |
| 公共施設<br>(基盤施設)      | ・歩行者空間の再編（バリアフリー、修景舗装、サイン）                             | ○            | ○               |
| にぎわい<br>(消費活動・地域活動) | ・ウォーカブルなまちづくり                                          | ○            | ○               |
|                     | ・その他にぎわいに関する公民連携による取組み                                 | ○            | ○               |

※関連計画、関連事業の内容・状況を踏まえ、必要に応じて検討

表 7-11 学校園の適正規模・適正配置に係る複合施設の誘導機能及び位置づけ

| 学校園の適正規模・適正配置に係る複合施設 |                                                                                            |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 誘導すべき機能              | 誘導施設としての位置づけ                                                                               |
| 子育て機能                | 地域子育て支援拠点機能を有する施設<br>▶児童福祉法第6条の3第6項に基づく施設（地域子育て支援拠点事業）<br>▶児童福祉法第10条の3第1項に基づく施設（地域子育て相談機関） |
| 教育文化機能               | 認定こども園機能を有する施設<br>▶就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に基づく施設                           |

※大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する実施方針（令和6年9月）、大阪狭山市公共施設再配置計画（令和6年9月）に基づく取組み状況により、内容が変更となる可能性があります。

## ⑥ 狭山ニュータウン地区南部周辺エリア

都市機能増進検討エリアとして、本計画や関連計画に基づく取組みをはじめ、日常生活に必要な機能の確保等、エリアの一体的な空間価値の維持向上に関するまちづくりを進めます。

特に、狭山ニュータウン地区は市全体の中でも少子高齢化が進んでおり、さらに、これまで本市の医療保健機能を支えてきた近畿大学病院等の移転跡地においては大規模な土地利用の変化が予測されることから、移転跡地における土地利用が隣接する狭山ニュータウン地区並びに本市全体のまちづくりに寄与するものとなるよう、跡地取得企業との協議を進めると共に、公民連携手法による都市計画道路（狭山河内長野線）や一体的な面整備の手法検討、近畿大学病院等移転跡地の緑地や東大池公園、大野西山第1緑道、あまの街道をはじめとする屋外空間等の活用によるにぎわい空間の創出など、周辺住民の健康増進に関する取組みとも連携しながら、狭山ニュータウン地区再生推進計画等に基づく取組みを推進します。

また、これら取組みと連携した都市拠点の形成に向けては近畿大学病院等の堺市泉ヶ丘駅への移転を踏まえたバスルートの見直し、タクシーやバスの乗り換え場等、交通結節点としての利便性の維持向上について、公共交通事業者や堺市など事業関係者と協議を進め、ウォーカブルなまちづくり等とも連動した事業展開を図ります。

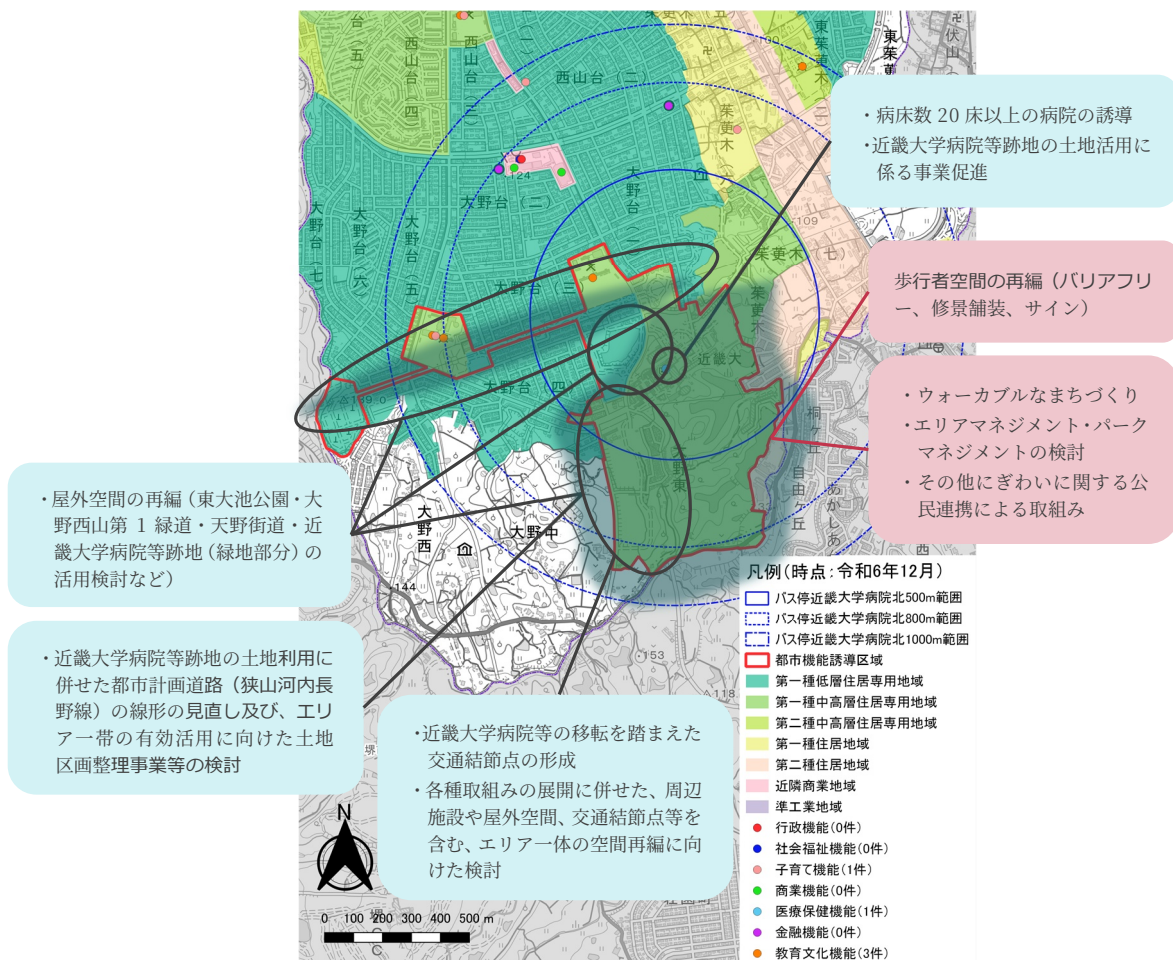


図 7-6 狭山ニュータウン地区南部周辺エリアの拠点形成に係る主な取組み

◆狭山ニュータウン地区南部周辺エリアの拠点形成に係る主な取組み◆

表 7-12 狭山ニュータウン地区南部周辺エリアの拠点形成に係る具体的な取組一覧

| 拠点形成の関連項目           | 取組みの概要                                                                 | 事業スケジュール     |                 |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------|--------------|-----------------|
|                     |                                                                        | 短期<br>10年を目途 | 中長期<br>10年以降を目途 |
| 都市機能誘導<br>(誘導施設)    | ・病床数20床以上の病院の誘導                                                        | ○            | —               |
|                     | ・近畿大学病院等跡地の土地活用に係る事業促進                                                 | ○            | ○               |
| 公共交通ネットワーク          | ・近畿大学病院等の移転を踏まえた交通結節点の形成                                               | ○            | ○               |
|                     | ・各種取組みの展開に併せた、周辺施設や屋外空間、交通結節点等を含む、エリア一帯の空間再編に向けた検討                     | ○            | ○               |
| 公共施設<br>(施設)        | ・関連計画、関連事業の内容や関連団体との協議状況に応じて検討                                         | ※            | ※               |
| 公共施設<br>(学校園)       | ・関連計画、関連事業の内容や関連団体との協議状況に応じて検討                                         | ※            | ※               |
| 公共施設<br>(基盤施設)      | ・近畿大学病院等跡地の土地利用に併せた都市計画道路(狭山河内長野線)の線形の見直し及び、エリア一帯の有効活用に向けた土地区画整理事業等の検討 | ※            | ※               |
|                     | ・屋外空間の再編(東大池公園・大野西山第1緑道・天野街道・近畿大学病院等跡地(緑地部分)の活用検討 など)                  | ※            | ※               |
| 公共施設<br>(基盤施設)      | ・歩行者空間の再編(バリアフリー、修景舗装、サイン)                                             | ○            | ○               |
| にぎわい<br>(消費活動・地域活動) | ・ウォーカブルなまちづくり                                                          | ○            | ○               |
|                     | ・エリアマネジメント・パークマネジメントの検討                                                | ○            | ○               |
|                     | ・その他にぎわいに関する公民連携による取組み                                                 | ○            | ○               |

※関連計画、関連事業の内容・状況を踏まえ、必要に応じて検討

